

対面接客店舗等感染防止対策支援事業補助金 F A Q

R3.6.29 現在

■概要

Q：補助金の概要について

A：新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動維持の両立を図るため、感染リスクの高い対面での接客を行う市内店舗の感染防止対策にかかる費用を補助し、感染拡大の防止と安心安全な環境の整備を目的としています。

※熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の対象事業

Q：申請期間はいつまでか？

A：令和3年7月1日（木）から令和3年12月10日（金）消印有効です。

Q：いつ購入した品が補助対象となるのか？

A：令和3年7月1日（木）から令和3年11月30日（火）までに購入・設置・支払いがなされた、対面接客を行うスペースで使用・設置する下記の経費が補助対象です。

Q：補助率はどのくらいか？

A：補助率は4分の3です。

「熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金」で示された「対面接客を伴う事業者の感染防止対策支援」の補助額を参考に設定しています。

Q：補助上限額はいくらか？

A：10万円です。

「熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金」で示された「対面接客を伴う事業者の感染防止対策支援」の上限額を参考に設定しています。

Q：補助金に下限額はあるのか？

A：補助申請額1万円の下限を設けています。

Q：補助額の計算の基礎となる経費は税込みか？

A：消費税込みの経費が対象になります。

Q：補助金の前払いはできますか？

A：「事業実施後」の交付申請となるため、前払いはできません。

■対象業種について

Q：支給対象となる業種は？

A：事業者間取引を含み、対面での接客を行う事業所が対象です。

ただし、政治団体、宗教上の組織・団体、国県及び公的機関（市立の学校、幼稚園、こども園を含む）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者、暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者が関与している事業者は対象外です。

また、国・県が同種の補助を行う飲食業、宿泊業、医療機関、薬局、福祉施設（介護、障がい、子育て）、路線バス等は対象外です。

- ・熊本県飲食店認証制度に伴う衛生管理導入等補助制度※（仮称）
- ・熊本県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
- ・地域公共交通確保維持改善事業 など

Q：飲食業や宿泊業、医療機関等を対象としていない理由は？

A：国県の同種の補助制度により支援されるため対象としておりません。

Q：全国チェーン店、フランチャイズ店も補助対象か？

A：中小企業で補助要件に該当する場合は補助対象です。

Q：飲食と小売の両方を同一店舗で行っている場合は補助対象か？

A：国県の補助対象となる場合は補助対象外です。

Q：店舗はなくインターネット販売を行っているが補助対象か？

A：対面接客を行わず、店舗を有しないことから補助対象外です。

太陽光発電事業や不動産収入事業のみの事業者も同様に補助対象外です。

Q：自動車修理業は補助対象か？

A：対面接客を行う専用の商談スペースの感染防止対策は補助対象です。

■申請要件

Q：市税等の滞納があるが申請できますか？

A：原則として（納期限経過分の）市税等の未納が無いことが条件となるため申請できません。ただし、「徴収猶予許可通知書」により納税の猶予を受けており、猶予に係る納期限分以外の滞納がない場合は申請いただけます。

Q：令和3年7月1日以降に開業した場合は補助対象か？

A：申請可能ですが、補助対象経費は補助対象期間内で開業1ヶ月前の日以降の経費が対象です。

Q：これから創業する予定ですが補助対象になりますか？

A：補助対象となりますが、申請は開業日以降に行う必要があり、補助対象経費も開業1ヶ月前の日以降の経費が対象です。

Q：休業していたが補助対象となるか？

A：新型コロナウイルス感染症の影響により臨時的に休業している場合は、事業再開後申請してください。

Q：店舗（事業所、営業所）は市内にあるが、法人登記（個人住所）は山鹿市外の場合は補助対象か？

A：市内に事業所がある場合は補助対象です。

Q：法人登記（個人住所）は山鹿市ですが、店舗（事業所、営業所）が全て市外にある場合は補助対象か？

A：市内に事業所がない場合は補助対象外です。

Q：複数店舗を営業していますが、店舗ごとに申請できますか？

A：申請可能です。店舗毎に必要な書類を作成し、店舗毎に申請してください。

Q：2回に分けて申請できますか？

A：申請は1店舗1回限りのためまとめて申請してください。

Q：複数の店舗分をまとめ買いした場合も補助対象になるか？

A：店舗ごとの申請となりますので、店舗ごとに分けた領収書の提出が必要です。

Q：同一施設内に複数の店舗がある場合は、施設ごとに申請できるのか？

A：接客スペースをそれぞれの店舗が有している場合は、店舗ごとに申請可能です。ただし、接客スペースを共有する場合は、代表する店舗が申請してください。

Q：山鹿市内と市外で複数店舗（事業所、営業所）を営業の場合はどうなるのか？

A：山鹿市内の店舗（事業所、営業所）で実施した感染症対策分のみが補助対象です。

Q：賃借店舗（事業所、営業所）での営業は補助対象か？

A：補助対象です。

Q：自宅で事業を行っている場合は補助対象か？

A：対面接客専用スペースの感染防止対策が補助対象です。

住居併用店舗は、住居との明確な仕切りがある場合は補助対象です。

住居併用事務所は、来客者専用の出入口がある場合は補助対象です。

居住スペースや共有スペースは対象外です。

Q：住居併用店舗で住居との明確な仕切りがある場合とは？

A：専用の接客スペースと居住スペースが壁やドア等で明確に分かれている場合や部屋の1室を専用の施術室として利用している場合を想定しています。

なお、接客と居住スペースを共有している場合は補助対象外です。

Q：工場内に接客用の部屋を設置しているが補助対象か？

A：専用の対面接客スペースの感染防止対策を行う場合は補助対象です。

ただし、対面接客を行わない工場等は補助対象外です。

Q：金融機関や保険代理店、旅行代理店、不動産屋など物品を扱っていない事業所も補助対象か？

A：専用の対面接客カウンターや商談スペースを有している事業所であれば、物品を扱わない事務所であっても補助対象となります。

なお、来客者対応を行わない事務所は補助対象外です。

Q：相談業務（税務相談・法律相談など）を行っている事業者は補助対象か？

A：A：専用の接客カウンターや商談スペースを有しているであれば補助対象です。

Q：依頼により器械等の修理や納品（配達）を行う事業者は補助対象か？

A：現場での修理や配達だけで、店舗での対面接客がない場合は対象外です。

Q：自動販売機等の設置を行う事業者は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：感染防止対策のステッカーやのぼりを掲げている必要はあるのか？

A：熊本県が作成する「感染防止対策チェックリスト」を店舗の見やすい位置に掲示してください。（写真等は不要です。）

■申請手続き

Q：申請手続きはいつまでできるのか？

A：令和3年12月11日（金）までです。（消印有効）

Q：申請に必要な様式はどこで入手できるのか？

A：市のHPから申請書類をダウンロードできます。また、商工観光課、各市民センター、山鹿商工会議所、山鹿市商工会にて配布しています。

Q：申請書類を市役所に直接持参することは可能か？

A：感染防止対策として、原則、申請書類を次の宛先に郵送してください。「特定記録」で郵送すれば、郵便局で引き受けの記録（受領証）が渡され、インターネット上で配達状況を確認できます。

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3 山鹿市役所 商工観光課 対面接客支援窓口 宛

Q：市民センターでの申請は可能か？

A：市民センターでは申請を受け付けておりません。

■添付書類

Q：申請には何が必要ですか？

A：感染症対策を実施した後（機器等の購入後）、下記書類を提出してください。

1 申請書兼請求書

●事業所を確認する書類

2 確定申告の写し（下記の①から③のいずれか）

①法人の場合：令和2年分法人税確定申告書第一表の写し

②個人の場合：令和2年分確定申告書B第一表の写し又は令和3年度市県民税申告書の写し

③令和3年1月1日以降開業の場合は、開業届の写し

3 店舗の外観及び店内の対面接客スペースがわかる写真

4 振込先口座の通帳の写し（表面と1ページ目の2箇所）

5 個人事業主の場合、申請者本人であることを証するもの（運転免許証、健康保険証などの写し。法人の場合は不要。）

6 個人事業主で山鹿市外に居住の方は、居住する市町村の税の滞納がないことを証明する書類（未納がない証明など）※納税証明書ではありません。

●購入物を確認する書類

7 購入物の店内設置状況がわかる写真

8 領収書、レシート等の写し（補助対象経費の支出明細がわかること）

※法人の場合は会社名、個人の場合は事業主名が記載されていること。

※購入日、購入物の内容（品名、メーカー、品番など）、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等が記載されていること。

※上記の記載がない場合、購入物が確認できる明細書、納品書、注文書等を別途添付すること。

Q：店舗の外観及び店内の対面接客スペースがわかる写真について、自宅が事務所の場合、どのような写真を添付すればよいのか？

A：看板や屋号のわかる箇所の写真や店内の接客スペースの写真など、対面接客を行って事業を営んでいることが第三者にもわかる写真をご提出ください。

Q：購入物の店内設置状況がわかる写真は、どのような写真を添付すればよいのか？

A：レジカウンターや接客用テーブルにアクリル仕切り版を設置している写真や入口や売り場等で感染防止対策を実施している箇所の全景（引きの写真）など、物品単体ではなく店舗等での感染防止対策の実施状況が分かる写真を添付ください。

なお、購入物のみが写っている写真は、実施確認ができる書類となりませんので、ご注意ください。

Q：同じものを複数購入した場合、写真は購入物ごとに添付するのか？

A：購入物が確認できる写真であれば、購入物をまとめて撮影されても結構です。

Q：売り上げが少なく申告の必要がないと言われ申告書がない場合は？

A：確定申告又は住民税申告を行うことで商業を営んでいると判断するため申請できません。

なお、創業直後で、決算期を迎えていない場合などは、開業届をご提出ください。

■補助対象経費がわかる書類

Q：補助対象経費がわかる書類はレシートでもよいのか？

A：購入内容がわかればレシートでも結構です。

ただし、購入日、購入物の内容（品名、メーカー、品番など）、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等が記載されていることが必要です。

Q：領収書・レシートを処分（紛失）した場合は申請できますか？

A：金額、品名、購入日等が確認できないため、申請できません。

Q：領収書に摘要が書いてない又は、「〇〇一式」と記載しているが申請できるか？

A：明細書やレシート等購入内容がわかる書類を添付してください。

Q：支払いの際、クレジットカードを使用してもよいか？

A：クレジットカードの使用は可能ですが、申請者と同一名称の領収書が必要です。
また、ポイント等を利用した分は補助対象外です。

Q：個人事業者で、妻（子）の名前で購入した場合は補助対象か？

A：申請者と領収書等の記載が一致しないものは補助対象外です。

Q：銀行振り込みで購入した場合の添付書類は何が必要か？

A：①銀行振り込みが分かる書類と②請求明細書や納品書など購入用品の内訳が分かる書類の2種を添付してください。

Q：法人で法人カード以外の個人のクレジットカードによる支払いは可能か？

A：法人名で購入してください。

Q：インターネット通販で購入して領収書がない場合は？

A：領収書がない場合は補助対象外です。

Q：令和3年6月以前に購入したものは補助対象にならないのか？

A：令和3年7月1日を基準日としており、基準日以前の購入物は補助対象外です。

Q：在庫不足により期限までに設置・納品・支払ができない場合はどうなるのか？

A：令和3年11月30日までに購入・設置・支払いがなされた経費が補助対象です。

Q：注文納品は令和3年6月1日以前だが、支払いが7月以降の場合は補助対象か？

A：令和3年7月1日以降に購入・設置・支払いがなされた経費が補助対象です。

Q：換気扇工事を行う際、他の工事も併せて行った場合は？

A：工事明細書など工事内容と補助対象経費の額がわかるよう書類を添付してください。

Q：補助対象の物と補助対象外の物を一緒に購入した場合は？

A：補助対象経費のみを4補助対象経費明細欄に記載してください。なお、補助対象外の経費が含まれる場合は審査に時間がかかることがありますのでご承知おきください。

■補助対象経費

Q：補助対象経費にはどのようなものがあるか？

A：手指用アルコール消毒液（アルコール度数 60%以上に限る。）、アクリル仕切り版、飛沫防止シート、CO₂測定器、非接触型手指消毒器、非接触型体温計、サーマルカメラの購入費と換気扇の購入・設置費用です。

Q：代引き手数料、郵送料、振込手数料、保証料も対象経費に含めてよいか？

A：購入費のみを補助対象とするため、補助対象外です。

Q：ポイント等を利用して購入したものは補助対象か？

A：ポイントやクーポン、商品券等で支払った分は補助対象外です。現金、銀行振込、クレジットカードで実際に支払った額を補助対象とします。

Q：換気扇工事は手間賃や撤去・処分費も補助対象か？

A：取替工事にかかる設置・撤去・処分費等は補助対象です。ただし、撤去・処分のみは補助対象外です。

Q：アクリル仕切り板や飛沫防止シートの設置費は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：木目調の板での仕切り版は補助対象とならないのか？

A：目隠し等を主な目的とするものは補助対象外です。

Q：プライバシー確保を目的とした衝立やロールカーテンは補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：接触型の体温計は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：体温計や手指消毒器で使用する乾電池は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：足踏み式の消毒器スタンドは補助対象か？

A：補助対象です。ただしボトル容器は補助対象外です。

Q：サーマルカメラ用のパソコンやスマホの購入費は補助対象か？

A：既存スマホに接続して使用するセンサーやセンサーとモニターのセットは補助対象ですが、体温測定機能のないモニターのみや汎用性の高いパソコン、スマホ、タブレット、スマホアプリ代は補助対象外です。

Q：感染症対策として機器（設備）をレンタルしたが対象になりますか？

A：レンタル品、リース品は補助対象外です。

Q：手指用アルコール消毒液の購入だけでも申請できるか？

A：申請可能です。

Q：手指用アルコール消毒液の購入数に制限があるか？

A：制限はありません。

Q：マスクや除菌シートは補助対象か？

A：昨年、衛生用品等支援を行っているため、今回消耗品は対面接客用の手指消毒用アルコール消毒液のみが補助対象です。

Q：次亜塩素酸水は補助対象とならないのか？

A：対面接客用の手指消毒を補助対象としており、厚生労働省、経済産業省、消費者庁の特設ページでは次亜塩素酸水は未評価で、一定度数の以上のアルコール消毒液を推奨しているため補助対象外としています。

Q：空気清浄機やサーキュレーターは購入は補助対象か？

A：昨年幅広い経費を対象に支援を行っており、今回は直接的な飛沫防止を対象としているため補助対象外です。

Q：エアコンや冷風機の購入は補助対象経費か？

A：エアコン等は補助対象外です。室内の空気を冷暖房することが主目的であり、外気を積極的に導入する機能が低いため、補助対象外です。

Q：CO₂センサー付きエアコンは補助対象か？

A：エアコンは補助対象に含まないため補助対象外です。

Q：非接触体温測定器と非接触消毒器が一体的になっているものは補助対象か？

A：どちらも補助対象となる用品のため、補助対象です。

Q：抗原検査やPCR検査、抗体検査の費用は対象となるのか？

A：検査費用は補助対象外です。

Q：飛沫防止用ビニールカーテンの材料を購入して、設置した費用は補助対象か？

A：原材料購入費は補助対象ですが人件費（謝金等）は対象外です。購入内容がわかる書類と作成物の設置写真などを提出してください。

Q：中古品の購入は補助対象か？

A：中古品やオークション、フリーマーケットなどによる購入は補助対象外です。

Q：インターネット等を利用した個人間取引での購入は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：組合等で組合員に消毒液等を配布する場合は補助対象か？

A：補助対象外です。組合事務所の対面接客スペースで使用するものが対象です。

Q：タクシーや観光バスの車内に設置する経費も補助対象か？

A：補助対象です。

Q：代行業の車内に設置する経費も補助対象か？

A：代行業の車両には客の乗車ができないため補助対象外です。ただし、待合所内の感染防止対策を行うものは補助対象です。

Q：配達専用車の車内に設置する経費も補助対象か？

A：対面接客ではないため補助対象外です。

Q：自社製品の購入は補助対象か？

A：補助対象外です。

Q：グループ会社から購入した品は補助対象か？

A：申請者と購入店舗の経営者が同一又は会社法に定める親子会社、1親等以内の親族間など社内部及び関連企業等の取引は補助対象外です。

Q：本社や親会社等から支給される感染症対策用品について申請できるか？

A：子会社や関連会社として支給されたものは補助対象外です。

Q：店内の客席を減らすため、テーブルや椅子の購入は補助対象か？

A：新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図る衛生器具等の購入を支援する目的のため、家具は補助対象外です。

■その他

Q：売上減少した事業所しか申請できないのか？

A：市内事業者の感染予防を目的とするため売上減少の要件はありません。

Q：昨年山鹿市感染防止対策補助金の交付を受けましたが、再度申請できますか？

A：昨年の感染防止対策補助金の需給の有無にかかわらず申請可能です。

Q：国県の補助金を受給しているが申請できますか？

A：国県等が行う感染防止支援事業等の支給対象となる飲食業、宿泊業、医療機関、薬局、社会福祉施設（介護、障がい、子育て）、は補助対象外です。

Q：確定申告の際、補助金で申請した経費の取り扱いは（課税対象になるか）？

A：税務署にご確認ください。

Q：店舗等の面積が広く来客数も多いため補助上限額では対策が十分にできない。

A：多くの事業者に感染症対策を実施していただくため、1店舗につき10万円を上限としておりますのでご理解をお願いします。

Q：交付申請後、いつ頃補助金が振り込まれますか？

A：できる限り速やかに交付決定・支払いをしたいと考えています（交付申請から概ね3週間程度での支払い処理を想定）が、補助対象経費の精査が必要な場合や、書類の不備があった場合にはお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。